

# 浦幌町一般廃棄物処理基本計画

浦 幌 町

(令和3年3月)



# 目 次

## 第1編 総論

### 第1章 浦幌町の概況

- 1. 人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 人口動態の動向・産業の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 人口動態・分布・集落の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4. 産業・土地利用の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第2章 計画概要

- 1. 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 対象廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4. 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 第3章 浦幌町第4期まちづくり計画との関係・・・・・・・・・・ 5

## 第2編 浦幌町一般廃棄物処理基本計画

### 第1章 浦幌町ごみ処理基本計画

#### 1節 ごみ処理の現状

- 1. ごみの排出の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. ごみ減量化・再生利用の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3. ごみ処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4. 最終処分場の現状及び災害廃棄物の処理・・・・・・・・・・ 7

#### 2節 ごみ処理基本計画の内容

- 1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. ごみの排出量の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3. ごみの排出抑制の方策に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4. ごみ処理施設の維持管理に関する事項・・・・・・・・・・・・ 11
- 5. その他ごみ処理に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・ 11

### 第2章 浦幌町生活排水処理基本計画

#### 1節 生活排水の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

#### 2節 処理基本計画

- 1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2. 生活排水の処理主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3. 生活排水処理基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 第1編 総論

### 第1章 浦幌町の概況

#### 1. 人口動態

過去10年間における総人口、総世帯数、一世帯あたりの人口の推移は、表1-1のとおりです。

表1-1 人口の推移 (住民基本台帳各年度3月31日現在)

| 年 度   | 総 人 口 (人) | 世 帯 数 (戸) | 一世帯当り人口 (人) |
|-------|-----------|-----------|-------------|
| H 2 2 | 5,667     | 2,470     | 2.29        |
| H 2 3 | 5,523     | 2,438     | 2.26        |
| H 2 4 | 5,424     | 2,389     | 2.27        |
| H 2 5 | 5,300     | 2,375     | 2.23        |
| H 2 6 | 5,198     | 2,367     | 2.19        |
| H 2 7 | 5,075     | 2,336     | 2.17        |
| H 2 8 | 4,947     | 2,317     | 2.13        |
| H 2 9 | 4,814     | 2,284     | 2.10        |
| H 3 0 | 4,695     | 2,255     | 2.08        |
| R 元   | 4,576     | 2,244     | 2.03        |

上記に示すように、急激な人口減少で推移しています。

#### 2. 人口動態の動向・産業の動向

人口の増減要因となる社会的増減、自然的増減及び産業的増減を表1-2、表1-3にその推移を示しました。

表1-2 人口増減要因 (住民基本台帳各年度3月31日現在)

| 年 度   | 社 会 増 (人) |     |      | 自 然 増 (人) |    |      | そ の 他 (人) |    |
|-------|-----------|-----|------|-----------|----|------|-----------|----|
|       | 転入        | 転出  | 増減数  | 出生        | 死亡 | 増減数  | 増加        | 減少 |
| H 2 2 | 161       | 202 | △ 41 | 25        | 80 | △ 55 | 1         | 0  |
| H 2 3 | 177       | 268 | △ 91 | 38        | 94 | △ 56 | 3         | 0  |
| H 2 4 | 175       | 259 | △ 84 | 47        | 71 | △ 24 | 9         | 0  |
| H 2 5 | 164       | 246 | △ 82 | 34        | 76 | △ 42 | 0         | 0  |
| H 2 6 | 145       | 185 | △ 40 | 34        | 96 | △ 62 | 0         | 0  |
| H 2 7 | 175       | 236 | △ 61 | 27        | 88 | △ 61 | 1         | 2  |
| H 2 8 | 128       | 201 | △ 73 | 23        | 78 | △ 55 | 0         | 0  |
| H 2 9 | 138       | 208 | △ 70 | 25        | 89 | △ 64 | 1         | 0  |
| H 3 0 | 120       | 183 | △ 63 | 26        | 83 | △ 57 | 1         | 0  |
| R 元   | 157       | 215 | △ 58 | 17        | 77 | △ 60 | 0         | 1  |

表1-3 産業別就業人口

(国勢調査資料)

| 区 分           | 平成22年       |            | 平成27年       |            | 増・減   |       |
|---------------|-------------|------------|-------------|------------|-------|-------|
|               | 就業人口<br>(人) | 構成比<br>(%) | 就業人口<br>(人) | 構成比<br>(%) | (人)   | (%)   |
| 総数            | 2,801       | 100.0      | 2,633       | 100.0      | △ 168 | 0.0   |
| 一次産業          | 1,019       | 36.4       | 905         | 34.4       | △ 114 | △ 2.0 |
| 農業            | 832         | 29.7       | 730         | 27.7       | △ 102 | △ 2.0 |
| 林業            | 91          | 3.2        | 81          | 3.1        | △ 10  | △ 0.1 |
| 漁業            | 96          | 3.4        | 94          | 3.6        | △ 2   | 0.2   |
| 二次産業          | 434         | 15.5       | 388         | 14.7       | △ 46  | △ 0.8 |
| 鉱業            | 0           | 0.0        | 1           | 0.0        | 1     | 0.0   |
| 建設業           | 203         | 7.2        | 170         | 6.5        | △ 33  | △ 0.7 |
| 製造業           | 231         | 8.2        | 217         | 8.2        | △ 14  | 0.0   |
| 三次産業          | 1,324       | 47.3       | 1,237       | 47.0       | △ 87  | △ 0.3 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 3           | 0.1        | 6           | 0.2        | 3     | 0.1   |
| 運輸・通信業        | 115         | 4.1        | 77          | 2.9        | △ 38  | △ 1.2 |
| 卸売・小売・飲食店     | 347         | 12.4       | 237         | 9.0        | △ 110 | △ 3.4 |
| 金融・保険業        | 20          | 0.7        | 16          | 0.6        | △ 4   | △ 0.1 |
| 不動産業          | 10          | 0.4        | 4           | 0.2        | △ 6   | △ 0.2 |
| サービス事業        | 650         | 23.2       | 730         | 27.7       | 80    | 4.5   |
| 公務            | 179         | 6.4        | 167         | 6.3        | △ 12  | △ 0.1 |
| 分類不能の産業       | 24          | 0.8        | 103         | 3.9        | 79    | 3.1   |

本町の人口は、平成22年度からの推移を見ると高い減少率を示しており、その減少の原因としては社会動態減や出生が死亡を下回る自然動態減となっております。一世帯当りの人口も平成22年度2.29人から令和元年度2.03人に減少し依然核家族化が進行している状態にあります。

産業別(表1-3)で見ると、5年間で一次産業の就業人口は、114人(11.2%)減少し、二次産業就業人口で46人(10.6%)、三次産業就業人口で87人(6.6%)と全産業とも減少しています。

一次産業では、特に農業の減少が顕著で、後継者不足による減少が今後も続く可能性があると推測されます。二次産業では、建設業での減少が33人(16.3%)と著しく、就業者の高齢化等が影響しているものと考えられます。三次産業については、卸・小売、飲食業の減少が著しく、総人口の減少や二次産業人口の減少が影響していると考えられます。全体として人口減少の形態を変えることはない状況であります。

### 3. 人口動態・分布・集落の動向

本町は、南北に約53.5Km、東西に約25.7Kmと広大な区域を有する町であります。

上浦幌地域は、平野部の畑作地帯と山間部からなり、人口605人(237戸)、地域公民館1箇所、小学校が1校、中学校1校の外、農業協同組合支所があります。

中浦幌地域は、中央に浦幌川が流れ、山間部に酪農地帯、平野部に畑作地帯が広がり、人口243人(106戸)となっています。

南浦幌地域は、太平洋に至る泥炭土壌のため畑作・酪農地帯となっており、人口474人(223戸)、地域公民館1箇所があります。

厚内地域は、太平洋に面した漁業集落を中心に背景の山間地に酪農家が点在しています。また、人口249人(138戸)が漁業集落に集中、地域公民館1箇所、大津漁業協同組合厚内支所があります。

市街地区は、中浦幌中央部に位置しJR根室本線、国道38号線、1級河川浦幌川等自然的にも生活環境にも恵まれた市街地を形成しており、人口3,005人(1,540戸)と総人口の約6割が集中しています。また、役場所在地であり、小学校、中学校が各1校、公民館等教育文化施設、体育施設、保健福祉施設などの公共施設の外、農業協同組合本所等、本町の経済の中核であります。(人口、戸数は令和元年度末の実数)

### 4. 産業・土地利用の動向

本町の総面積729.85km<sup>2</sup>の内、約74.2%が山林で占められており、農用地は14.3%となっています。また、表1-3に示すように過疎化が進行する中で農業を主軸として林業、漁業が基幹産業となっています。

昭和50年代、60年代、平成の始めと度重なる自然災害を被ったことから、河川整備が急ピッチで行われ、同時に交通網の整備、上下水道、公園・緑地等、社会基盤が整備されており、農用地は、環境保全との相互性を考慮しながら基盤整備を進め、優良農地の確保、保持が図られています。また、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化している中、担い手の確保や、労働力不足の解消、経営の合理化・コスト低減を図りながら、農業生産基盤の一層の充実が進められています。

森林は、木材生産の経済的機能や水資源のかん養など公益的機能の保全を図りながら森林資源の整備拡充が図られています。しかしながら、国産材の利用が回復傾向にあるものの、木材市況の長期低迷により素材生産が停滞しており、利用形態も依然として低価格や使い捨て商品が多く、さらに外材や古紙が利用されてきたことにより、森林所有者の保育、再造林への意欲をそそぐ要因となっています。

漁業は、秋さけ定置網漁をはじめ、カニかご漁、ししゃも桁網漁、ホッキ桁網漁、ツブかご漁、タコから釣なわ漁等周年営まれています。漁業資源の減少や輸入水産物の増加などにより、漁業の経営環境は厳しい状況が続いています。また、漁業就労者は年々減少傾向にあり、高齢化が進行していることから、若い労働力の育成、確保が急務となっています。

商工業は、基幹産業である農・林・漁業を背景に、小規模経営の小売業が主体で、人口減

少は消費人口の減少として現れています。また、車社会の進展や購買行動の変化、大店法の規制緩和等により消費の拡散が生じ、町外への消費の流出が進んでいます。

## 第2章 計画概要

### 1. 計画策定の背景と目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない」ことが定められており、一般廃棄物の排出量の見込みや、排出抑制のための方策等について定めることとされております。

本町のごみ処理に関しては、平成15年10月に「浦幌町ごみ処理基本計画」を策定したところですが、平成18年4月から一般廃棄物を十勝圏複合事務組合のくりりんセンターへ搬入することに伴い、収集体制や料金設定、分別方法が変わるため、平成17年度に「浦幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則」を改正し、併せて基本計画を平成18年3月に見直しました。更に平成28年3月に10年計画の再度見直しを行い、ごみ処理施策の推進に努めてきました。

また、生活排水処理に関しては、平成10年2月に「浦幌町生活排水基本計画」を策定し、計画期間満了に伴い平成25年3月に改正し生活排水の適正処理を推進してきました。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、平成30年度より十勝川流域下水道浄化センターへ収集運搬し、下水道汚泥と共同処理を行っております。

今般、ごみ処理基本計画に生活排水処理基本計画を加え、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指し、新たな長期的・総合的な指標とするために策定した現行の一般廃棄物処理基本計画を10年計画の中間年である令和3年3月に見直しを行い、更なるごみ処理施策の推進に努めてまいります。

### 2. 対象地域

本計画の対象地域は、本町全域とします。

### 3. 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とします。

### 4. 計画の構成

本計画は、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）とから構成されています。

### 5. 計画の期間

本計画の計画期間は平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

社会動向や法制度の動向等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には随時見直しを行なうものとします。

### 第3章 浦幌町第4期まちづくり計画との関係

浦幌町第4期まちづくり計画（計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間）の基本構想において、ごみ処理に係る基本目標を「豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり」の中で、「自然と共生する環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成やゼロエミッション（廃棄物ゼロ）社会形成に向けた廃棄物処理体制の充実」を掲げ、ごみの排出動向に即した、ごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、町民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底や減量化、リサイクル等の促進に取り組んでいくこととしています。

また、生活排水処理計画については同基本目標の中で、「上下水道施設の適正な維持管理及び経営の安定化を推進し、快適に暮らせる環境づくり」を掲げ、公共下水道処理区域における水洗化率の向上と老朽化施設の更新を行い、処理区域外においては合併処理浄化槽の普及推進を図り、町全体の水洗化率の向上に取り組んでいくこととしています。

これらを踏まえ、本計画では「ごみ処理に係る基本方針を第2編第1章第2節1」で、「生活排水に係る基本方針を第2編第2章第2節1」でそれぞれ掲げ、「まちづくり計画」との整合性を図っています。



## 第2編 浦幌町一般廃棄物処理基本計画

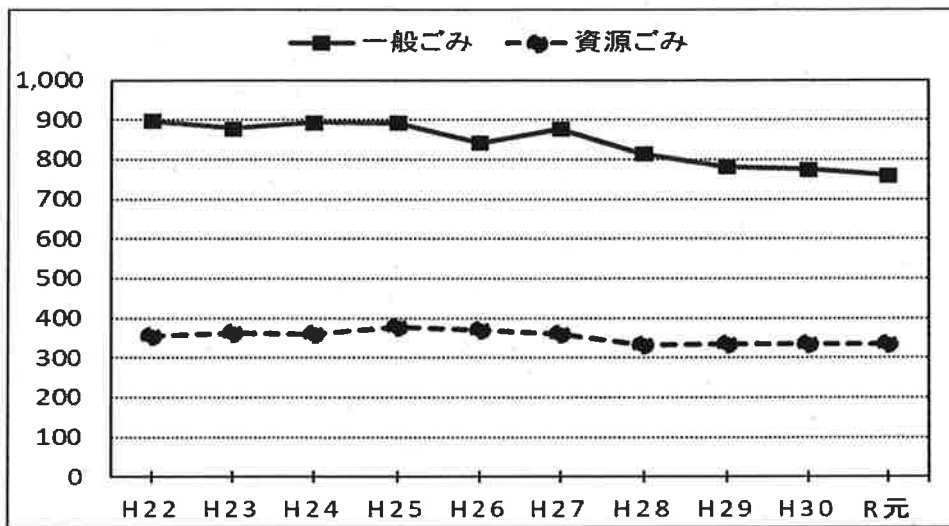
### 第1章 浦幌町ごみ処理基本計画

#### 1節 ごみ処理の現状

##### 1. ごみ排出の現状

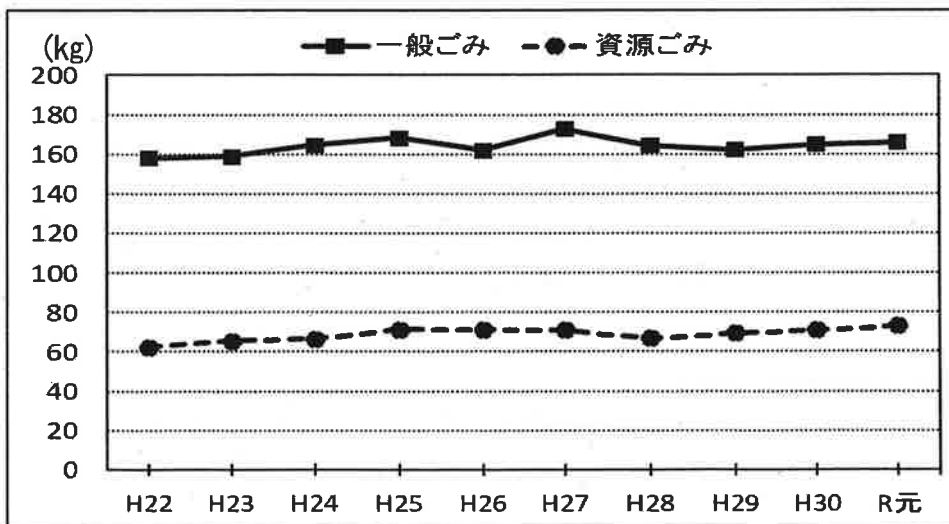
平成18年度にごみの処分場が一般廃棄物処理センターから帯広市のくりりんセンターに変更になったことにより、平成18年度から本町のごみ処理量は大きく減少しました。平成22年度以降人口減少が続いており、一般ごみの処理量は年ごとに増減はあるものの減少傾向となっておりますが、資源ごみについては横ばいとなっております。令和元年度の実績内訳は、一般ごみが69.4%、資源ごみが30.6%となっております。

図2-1 ごみ処理量の推移



一人当たりの処理量は、一般廃棄物では微増傾向となっており、排出の抑制が進んでいない状況となっております。資源ごみについても同様に微増傾向となっておりますが、排出量の増加の他、適切な分別が浸透してきたことも要因として上げられます。

図2-2 一人当たりごみ処理量の推移



## 2. ごみの減量化・再生利用の実績

本町では、平成9年度から空カン・空びんの分別収集、更に平成13年度からのリサイクルセンターの稼働に伴い、アルミ、スチール、雑紙、紙パック、紙容器、段ボール、新聞紙、発砲スチロール、ペットボトル、廃プラスチック類、ガラスビンの分別収集中間処理を行っています。

別表1に示すように、リサイクルセンターが稼働を始めた平成13年度からはリサイクル回収が顕著に増加し、その後も高い回収率を維持しています。

## 3. ごみ処理体制

平成17年度まで一般ごみ(混合ごみ)の収集は、町内全地域を週1回とし、粗大ごみは、月1回の割合で塵芥収集車により収集・運搬し、家庭持込、事業系、公共ごみについて処理場で直接受け入れており、搬入されたごみは、破砕処理されて最終処分場に埋め立てられていました。なお、最終処分場は、管理型で地下水に影響を与えないゴムシートを張って、廃棄物、雨水等の浸出水を処理して放流しています。

平成18年4月から天災等による一般廃棄物以外の家庭系・事業系一般廃棄物は、十勝圏複合事務組合のくりりんセンターに搬入するため、可燃・不燃の分別収集を行い、次の収集運搬計画表により行っています。

また、平成12年度にリサイクルセンターを建設し、平成13年度より本格的に始動した資源ごみ処理は、現行どおりステーション方式により収集し、市街地域、集落地域を週1回、実情に合わせて隔週、月1回と回収しリサイクルセンターで減容中間処理や圧縮梱包処理を行い、一時保管して公益財団法人日本容器包装リサイクル協会や町内業者などに業務委託し、効率的に再資源として処理を行っています。

| 燃やせるごみ             | 燃やせないごみ             | 粗大ごみ    | 資源ごみ               | 収集方式   |
|--------------------|---------------------|---------|--------------------|--------|
| 市街：1回/週<br>農村：2回/月 | 市街：1回/隔週<br>農村：1回/月 | 全町：1回/月 | 市街：1回/週<br>農村：2回/月 | 直営及び委託 |

## 4. 最終処分場の現状及び災害廃棄物の処理

本町では、平成18年度より十勝圏複合事務組合のくりりんセンターに一般廃棄物を搬入・処分しています。

それまで使用していた一般廃棄物処理センターは、最終処分場の残容量がある内は閉鎖しないで、天災等による一般廃棄物に限り受入することとし、浸出水処理を適切に行う等安全性を保持しながら最終処分場の管理に努めます。

なお、近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施します。

## 2節 ごみ処理基本計画の内容

### 1. 基本方針

近年、廃棄物処理に関し様々な関連立法が制定され地球規模でその対策が叫ばれてきております。平成12年6月に国において「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成17年3月には北海道においても「北海道循環型社会推進基本計画」が策定されるなど、廃棄物の発生抑制（リデュース）、不用品の再使用（リユース）、回収された物を原材料として適正に再生利用（リサイクル）を図る循環型社会の構築に向けた取り組みが進められており、平成25年度には小型家電リサイクル法が施行されるなど関係法令の整備も進められています。

本町では、昭和63年に使用を開始した一般廃棄物処理センターが、有料化の実施、分別収集、リサイクルによる再資源化などにより、当初計画10年間の予定が約2倍に延命し廃棄物の中間処理と最終処分を行ってきました。しかしながら、次期最終処分場の計画策定にともない地方行財政の悪化等により、新規の建設に投資することが出来ないことから、十勝圏複合事務組合に加入し、帯広市のくりりんセンターにおいて、構成市町村によるごみの共同処理を行うこととしました。なお、くりりんセンターへの搬入については、一般家庭系ごみは町内業者に委託し、事業系ごみは許可業者が収集・運搬を行っております。

本町におけるごみ処理の状況を的確に把握し、ごみの排出抑制や再資源化等による循環型社会の形成に向けた基本的方向を踏まえ、総合的、長期的展望に立って一般廃棄物処理に関わる基本を定めるものです。

### 2. ごみの排出量の見込み

ごみの排出量の計画目標年次を令和7年度と定め、くりりんセンターで処理された実績及びごみの発生量の抑制を考慮し設定しました。

#### (1) ごみ分別区分

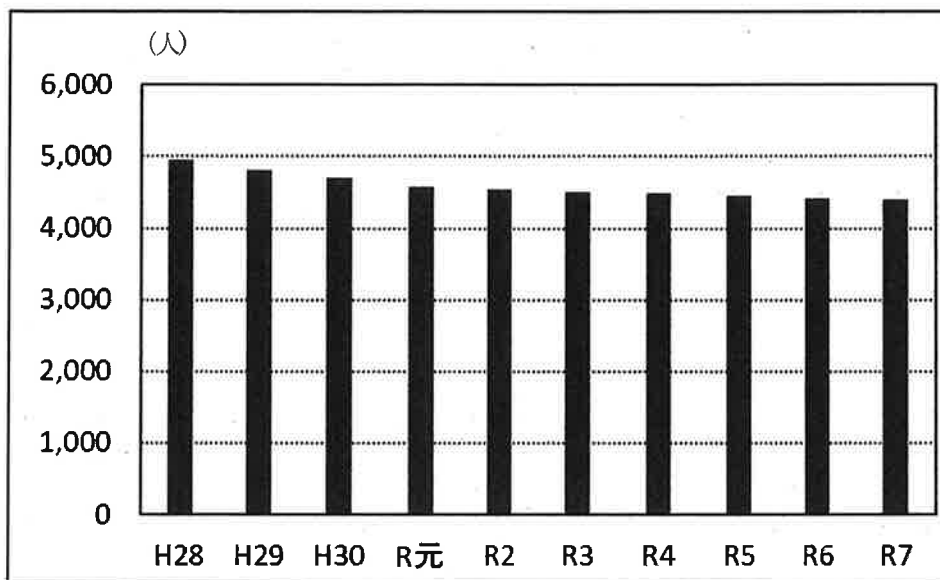
ごみの分別は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ、小型家電リサイクル品の6分別であり、基本的分別は次のとおりです。

| 分 別        | 代 表 例  | 備 考            |
|------------|--|----------------|
| 燃やせるごみ     | 生ごみ、紙類、布類、木くず等                                       | 木は太さ5cm、長さ1m以下 |
| 燃やせないごみ    | 金属類、プラスチック製品、ガラス、せともの等                               |                |
| 粗大ごみ       | 家具、家電製品等   |                |
| 資源ごみ       | 紙パック、新聞紙、ダンボール、雑誌類、古布、ペットボトル、缶類、ビン類、紙製包装容器、プラスチック容器等 |                |
| 有害ごみ       | 乾電池、蛍光灯、体温計等   |                |
| 小型家電リサイクル品 | 電気掃除機、電子レンジ、パソコン本体、携帯電話等                             |                |

(2) 人口の予測

本町人口ビジョンでは、令和7年度の推計人口を4,397人と定めております。本計画はこれとの整合を図り、令和7年度の計画収集人口を同じく4,397人とし、各年度の将来人口については、平成28年度から令和元年度までは実績値となり、令和2年度以降は、令和元年度の実績値から令和7年度の設定値を通過する直線補間により設定します。

図3-1 ごみ計画収集人口の予想



(3) ごみ排出量の予想

一般ごみの排出については、昭和63年度から有料化による処理を実施し、18年間現在の一般廃棄物処理センターで中間処理を行い、最終処分場で埋め立てをしてきました。

ごみ処理計画量については、人口動態や過去の実績を踏まえ、ごみの分別や資源回収実績に伴う排出抑制を考慮し、排出量を推計しました。

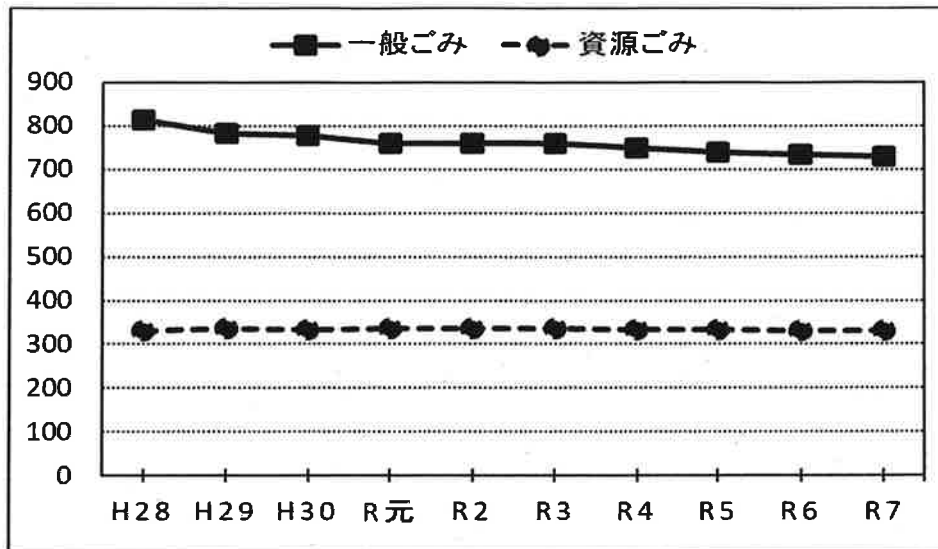
表3-1 ごみ排出量の予想

(単位: t)

| 種別   | H28   | H29   | H30   | R元    | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般ごみ | 814   | 782   | 777   | 760   | 760   | 760   | 750   | 740   | 735   | 730   |
| 資源ごみ | 331   | 335   | 334   | 335   | 336   | 336   | 334   | 332   | 331   | 330   |
| 合計   | 1,145 | 1,117 | 1,111 | 1,095 | 1,096 | 1,096 | 1,084 | 1,072 | 1,066 | 1,060 |

図3-2 ごみ排出量の予想

(t)



### 3. ごみの排出抑制の方策に関する事項

町、事業者、町民の各主体それぞれの役割を明確に示し、役割に応じた取り組みを確実に実施するとともに、相互に協調しながら一体となって取り組み、ごみの排出抑制を目指していきます。

#### (1) 町の役割

一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別収集や再資源化处理など一般廃棄物に関する適正処理を推進するとともに、循環型社会の形成に向けた施策を総合的、計画的に進めます。

- ・町民、事業者、町の役割分担を明確にし、排出抑制・再資源化に関する計画的な施策の推進に努めます。
- ・広報やホームページへの掲載、分別パンフレット、啓発用チラシ等により町民にごみに関する情報の提供や普及啓発を行います。
- ・事業者としてグリーン購入<sup>(注1)</sup>に努めるなど、環境に配慮した行政運営に努めます。

(注1)

- ・グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

#### (2) 事業者の役割

事業系ごみの排出者としてごみの排出抑制、分別の徹底を行なうとともに、事業活動に当たって、使い捨て製品の販売・過剰包装の自粛、製品の長寿命化や使用済み製品の引き取りなどが期待されます。

- ・原材料の選択、製造工程の改良、発生した廃棄物の利用、包装資材の削減等により廃棄物の排出抑制に努めるものとします。
- ・繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備など、商品の長期間使用や建物の長寿命化を図り、廃棄物の排出抑制に努めるものとします。

### (3) 町民の役割

町民は、自らがごみの排出者であり、環境への負荷を与えていることを認識した上で、ごみの排出抑制や減量化、適正処理への取り組みを行なうことが望まれます。

- ・商品の購入に当たっては、繰り返し使用できる商品、耐用性に優れた商品及び再生品の選択に努め、商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間の使用を心がけ、一般廃棄物の排出抑制に取り組みます。
- ・スーパー等での過剰包装を辞退するとともに、マイバック・マイカップの活用や、食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切りの徹底、堆肥としての利用等による排出抑制、フリーマーケットの利用等による製品の再利用といった取り組みを優先し、循環型ライフサイクルへ転換します。

## 4. ごみ処理施設の維持管理に関する事項

昭和62年建設の浦幌町一般廃棄物処理センターの浸出水処理設備で1日平均処理水量20m<sup>3</sup>の処理を行っています。平成18年度より本町の一般廃棄物処理センターでは、通常の一般廃棄物の搬入は出来ませんが、天災等により発生する一般廃棄物のごみは受入するため、浸出水処理設備による処理を継続して行なっています。そのため、まだ相当の年数の使用が必要であることから、計画的な補修を実施し施設の維持に努めます。

平成11年度にビン保管施設、浦幌町リサイクルセンターを建設して平成13年度より減容中間処理や圧縮梱包処理などのリサイクル中間処理を行っており、処理能力3.8t/日の規模を有する保管施設も整備されています。

今後もリサイクルセンターは現行どおり稼働させるため、処理に使用している機器等は定期的な点検を実施し維持管理に努めます。

## 5. その他ごみ処理に関し必要な事項

### (1) 不適正処理への対策

資源ごみに一般ごみを混入して排出する等、適切な分別がなされていないため、資源の効率的な回収の妨げになっています。適切な分別に対する啓発を図り、一層の協力を求めていきます。

### (2) 不法投棄対策の推進

不法投棄防止パトロールの強化、監視体制の充実及び啓発看板の設置を行うとともに、清掃ボランティア活動の推進による環境美化への意識啓発を図ります。

### (3) 災害ごみ対策

浦幌町地域防災計画に基づき、地域住民や近隣市町村、事業者と連携して災害廃棄物の収集運搬及び処理を実施します。

別表 1

## ごみ発生量の実績及びその性状(減量化・再利用実績)

| 年 度               | 17    | 18    | 19    | 20    | 21    | 22    | 23    | 24    | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    | 30    | 元     |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 収 集 人 口       | 4,749 | 6,103 | 5,993 | 5,858 | 5,762 | 5,667 | 5,523 | 5,424 | 5,300 | 5,198 | 5,075 | 4,947 | 4,814 | 4,695 | 4,576 |
| 自 家 処 理 人 口       | 1,500 | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
| ご み 処 理 総 人 口     | 6,249 | 6,103 | 5,993 | 5,858 | 5,762 | 5,667 | 5,523 | 5,424 | 5,300 | 5,198 | 5,075 | 4,947 | 4,814 | 4,695 | 4,576 |
| 収 集 ご み           | 704   | 588   | 638   | 651   | 642   | 668   | 672   | 684   | 665   | 636   | 648   | 611   | 578   | 569   | 562   |
| 粗 大 ご み           | 40    | 4     | 7     | 7     | 7     | 10    | 10    | 10    | 14    | 10    | 14    | 11    | 10    | 13    | 12    |
| 持 込 ご み           | 548   | 16    | 17    | 15    | 15    | 16    | 18    | 21    | 28    | 13    | 29    | 16    | 18    | 17    | 22    |
| 一 般 ご み 合 計 (t/年) | 1,292 | 608   | 662   | 673   | 664   | 694   | 700   | 715   | 707   | 659   | 691   | 638   | 606   | 599   | 596   |
| 事 業 系 ご み         | 361   | 229   | 249   | 268   | 215   | 203   | 178   | 179   | 185   | 183   | 186   | 176   | 176   | 178   | 164   |
| そ の 他 公 共 共 み     | 137   | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
| 直 接 搬 入 合 計 (t/年) | 498   | 229   | 249   | 268   | 215   | 203   | 178   | 179   | 185   | 183   | 186   | 176   | 176   | 178   | 164   |
| ご み 処 理 合 計       | 1,790 | 837   | 911   | 941   | 879   | 897   | 878   | 894   | 892   | 842   | 877   | 814   | 782   | 777   | 760   |

|                 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一 般 ご み の 資 源 分 | 117 | 21  | 5   | 4   | 4   | 4   | 5   | 5   | 8   | 5   | 5   | 7   | 4   | 3   | 4   |
| リ サ イ ク ル 回 収 分 | 458 | 421 | 408 | 340 | 352 | 350 | 357 | 356 | 370 | 366 | 356 | 324 | 331 | 331 | 331 |
| 再 資 源 ご み (t/年) | 575 | 442 | 413 | 344 | 356 | 354 | 362 | 361 | 378 | 371 | 361 | 331 | 335 | 334 | 335 |

(各年度末3月31日現在)

※平成9年度から分別収集の開始。

※平成13年度から浦幌町リサイクルセンター稼働開始。

※平成18年度からごみの処分を浦幌町一般廃棄物処理センターからクリリンセンターへ変更。

## 資源ごみ処理量実績

|                |             | 年 度     | 22      | 23      | 24      | 25      | 26      | 27      | 28      | 29      | 30      | 元       |        |
|----------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 容器包装<br>廃棄物    | 缶 類         | スチール    | 30,475  | 28,290  | 27,735  | 24,920  | 23,660  | 17,900  | 15,900  | 18,500  | 17,260  | 15,800  |        |
|                |             | アルミ     | 12,735  | 12,453  | 12,731  | 12,520  | 12,980  | 14,600  | 13,880  | 15,040  | 13,880  | 13,540  | 13,920 |
|                |             | 計       | 43,210  | 40,743  | 40,466  | 37,440  | 36,640  | 32,500  | 32,380  | 30,940  | 32,380  | 30,800  | 29,720 |
|                | ガラスビン       | 無 色     | 23,340  | 22,280  | 23,060  | 22,640  | 21,580  | 22,440  | 22,440  | 12,220  | 21,420  | 13,300  | 13,300 |
|                |             | 茶 色     | 35,860  | 38,850  | 37,680  | 35,080  | 35,910  | 36,560  | 29,840  | 22,960  | 29,840  | 26,010  | 27,910 |
|                |             | その他     | 6,580   | 9,990   | 9,980   | 10,230  | 9,940   | 10,240  | 10,780  | 9,160   | 10,780  | 9,890   | 8,330  |
|                |             | 計       | 65,780  | 71,120  | 70,720  | 67,950  | 67,430  | 69,240  | 62,040  | 44,340  | 62,040  | 49,200  | 49,540 |
|                |             | 紙パック    | 3,091   | 3,160   | 2,721   | 2,320   | 2,320   | 2,200   | 2,200   | 2,181   | 1,840   | 1,694   | 1,530  |
|                |             | ダンボール   | 67,770  | 71,970  | 81,220  | 89,190  | 95,340  | 93,230  | 79,560  | 87,820  | 79,560  | 84,500  | 77,310 |
|                |             | その他紙類   | 17,965  | 19,032  | 20,461  | 22,770  | 24,170  | 24,247  | 19,862  | 19,862  | 20,181  | 18,715  | 21,123 |
|                | ペットボトル      | 14,170  | 21,210  | 14,040  | 26,540  | 19,030  | 19,410  | 18,890  | 18,890  | 13,800  | 22,030  | 15,010  |        |
|                | その他プラスチック類  | 38,200  | 33,660  | 31,280  | 31,860  | 27,400  | 27,400  | 31,730  | 33,860  | 31,730  | 39,200  | 39,170  |        |
|                | 発泡スチロール・トレイ | 4,720   | 3,940   | 4,090   | 3,980   | 3,710   | 3,910   | 3,910   | 3,940   | 3,590   | 3,712   | 2,844   |        |
|                | 容器包装廃棄物計    | 254,906 | 264,835 | 264,998 | 282,050 | 276,040 | 272,137 | 241,833 | 241,833 | 245,121 | 249,851 | 236,247 |        |
| そ の 他<br>資源廃棄物 | 新聞紙         | 46,120  | 45,640  | 46,320  | 48,850  | 49,880  | 42,690  | 44,230  | 44,230  | 49,520  | 48,190  | 53,950  |        |
|                | 雑 誌         | 49,659  | 45,543  | 43,630  | 37,950  | 39,630  | 41,529  | 38,000  | 38,000  | 35,910  | 32,761  | 40,847  |        |
|                | 鉄 類         | 3,770   | 5,580   | 5,469   | 8,229   | 5,437   | 5,090   | 6,640   | 6,640   | 4,350   | 3,170   | 4,081   |        |
|                | その他資源廃棄物計   | 99,549  | 96,763  | 95,419  | 95,029  | 94,947  | 89,309  | 88,870  | 88,870  | 89,780  | 84,121  | 98,878  |        |
|                | 総 計         | 354,455 | 361,598 | 360,417 | 377,079 | 370,987 | 361,446 | 330,703 | 330,703 | 334,901 | 333,972 | 335,125 |        |

(各年度末3月31日現在)



## 第2章 浦幌町生活排水処理基本計画

### 1節 生活排水の排出状況

浦幌町における生活排水の排出状況は、次表のとおりであり令和元年度末において計画処理区域内の人口4,576人の内2,902人については、下水道の整備により適正に処理されています。

下水道処理区域以外の1,674人についても、809人については合併処理浄化槽により処理はされていますが、残りのそのほとんどが適正な処理がなされていない状況です。

生活排水の排出状況

(単位：人)

| 区 分                         | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 |
|-----------------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 1 計画処理区域内人口                 | 5,075      | 4,947      | 4,814      | 4,695      | 4,576     |
| 2 水洗化・生活雑排水<br>処理人口         | 3,830      | 3,817      | 3,717      | 3,667      | 3,711     |
| (1) コミュニティプラント              | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |
| (2) 合併浄化槽                   | 762        | 793        | 777        | 777        | 809       |
| (3) 下水道                     | 3,068      | 3,024      | 2,940      | 2,890      | 2,902     |
| (4) 農業集落排水                  | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |
| 3 水洗化・生活排水未<br>処理人口 (単独浄化槽) | 21         | 20         | 18         | 14         | 14        |
| 4 非水洗化人口                    | 1,224      | 1,110      | 1,079      | 1,014      | 851       |
| 5 計画処理区域外人口                 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |

※基準日 : 汚水処理人口普及状況調査基準日 (各年度末3月31日現在)

## 2節 処理基本計画

### 1. 基本方針

#### (1) 生活排水処理に係る理念・目標

私たちの郷土をより美しい環境にし、より快適な生活を営むため、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水施設の整備による生活排水の適正処理により、公共用水域の水質汚濁を防止、生活環境の保全と公共衛生の向上を図ることを目的とします。

#### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として排水の適正処理に関する啓蒙とともに、生活排水処理施設整備を逐次整備していくこととしますが、生活排水処理施設整備の基本方針は次のとおりします。

- ①人口集中地域においては集合処理施設を整備します。
- ②散居状態にある集落部においては、各戸で合併処理浄化槽により整備します。
- ③既に単独処理浄化槽を設置しているものについては生活排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽への転換を指導します。

### 2. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次表のとおりです。

| 処理施設の種類     | 対象となる生活排水の種類 | 処理主体                       |
|-------------|--------------|----------------------------|
| (1) 公共下水道   | し尿及び生活雑排水    | 浦幌町（浦幌終末処理場）               |
| (2) 合併処理浄化槽 | し尿及び生活雑排水    | 浦幌町及び個人等<br>↓<br>十勝圏複合事務組合 |
| (3) 単独処理浄化槽 | し尿           | 個人等<br>↓<br>十勝圏複合事務組合      |
| (4) し尿処理施設  | し尿           | 個人等<br>↓<br>十勝圏複合事務組合      |

### 3. 生活排水処理基本計画

#### (1) 生活排水処理計画

##### ①処理の目標

「1. 基本方針」に掲げた目的を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目的とし、処理方式については施設整備の基本方針に基づき実情に応じたものを採用することとします。

##### (ア) 生活排水の処理目標率

| 区 分     | 現 在<br>(令和元年度) | 目 標 年 度<br>(令和7年度) |
|---------|----------------|--------------------|
| 生活排水処理率 | 81.1%          | 82.0%              |

※基準日 : 汚水処理人口普及状況調査基準日 (各年度末3月31日)

##### (イ) 処理人口の内訳

(単位:人)

| 区 分               | 現 在<br>(令和元年度) | 目 標 年 度<br>(令和7年度) |
|-------------------|----------------|--------------------|
| 1. 行政区域内の人口       | 4,576人         | 4,397人             |
| 2. 計画処理区域内の人口     | 4,576人         | 4,397人             |
| 3. 水洗化、生活雑排水処理の人口 | 3,711人         | 3,615人             |

※基準日 : 汚水処理人口普及状況調査基準日 (各年度末3月31日)

## (ウ) 生活排水の処理形態の内訳

(単位：人)

| 区 分                        | 現 在<br>(令和元年度) | 目 標 年 度<br>(令和7年度) |
|----------------------------|----------------|--------------------|
| 1 計画処理区域内人口                | 4, 5 7 6       | 4, 3 9 7           |
| 2 水洗化・生活雑排水処理人口            | 3, 7 1 1       | 3, 6 1 5           |
| (1) コミュニティプラント             | 0              | 0                  |
| (2) 合併処理浄化槽                | 8 0 9          | 7 8 0              |
| (3) 下 水 道                  | 2, 9 0 2       | 2, 8 3 5           |
| (4) 農業集落排水                 | 0              | 0                  |
| 3 水洗化・生活排水未<br>処理人口(単独浄化槽) | 1 4            | 0                  |
| 4 非水洗化人口                   | 8 5 1          | 7 8 2              |
| 5 計画処理区域外人口                | 0              | 0                  |

※基準日：汚水処理人口普及状況調査基準日(各年度末3月31日)

## ②生活排水を処理する区域及び人口等


浦幌町が、合併処理浄化槽、下水道などの整備を実施して行くにあたり地域の特性、周辺環境、水源地の保全などを考慮しながら地域を定め、処理方法は地域の生活形態を考えながら決めました。

次頁に、整備計画区域図を示します。

生活排水処理基本計画図

浦幌町管内図

| 凡            | 例      | 人口比   |
|--------------|--------|-------|
| 公共下水道        | 3,050人 | 69.4% |
| 農業集落排水施設     | —      | —     |
| 漁業集落排水施設     | —      | —     |
| 小規模集合処理施設    | —      | —     |
| 合併処理浄化槽      | —      | —     |
| 特定地域生活排水処理施設 | —      | —     |
| 個別排水処理施設整備事業 | 1,347人 | 30.6% |
| その他個人設置のもの   | —      | —     |
| コミュニティ・プラント  | —      | —     |

| 凡               | 例   |
|-----------------|---|
| 集合処理区域<br>公共下水道 |  |
| 特定環境保全公共下水道     |  |
| 農業集落排水          |  |
| 個別処理区域          |  |

### ③処理施設及び整備計画の概要

| 区 分               | 計画処理区域                    | 計画処理人口  | 整備予定年           | 事業費見込      |
|-------------------|---------------------------|---------|-----------------|------------|
| 公共下水道             | 都市計画用途区域及びこれに隣接する区域(浦幌市街) | 2, 940人 | 昭和55年～<br>令和5年  | 億円<br>90.0 |
| 特定環境保全<br>公共下水道   | 吉野区域                      | 110人    | 平成10年～<br>平成12年 | 億円<br>7.3  |
| 個別排水処理<br>(合併浄化槽) | 上記以外の<br>区域               | 1, 347人 | 平成9年<br>令和7年    | 億円<br>5.0  |

#### (2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

##### ①現 状

浦幌町のし尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬については許可業者が実施しており、その処理については、東十勝3町し尿処理組合のし尿処理施設および十勝環境複合事務組合の中島処分場で行っていましたが、それぞれの施設老朽化に伴う閉鎖を機に、現在は全量を十勝圏複合事務組合の十勝川流域下水道浄化センター浄化槽汚泥等受入施設（帯広市）で行っています。

この施設は130kl/日の処理能力を有し、下水と共同処理を行うこととして、下水道事業の汚水処理施設共同整備事業の採択を受け、受入施設（受入棟）とし渣の除去及び脱臭施設（前処理棟）を建設し、平成30年4月から供用開始しています。

##### ②し尿・浄化槽汚泥の排出状況

「生活排水の処理形態別内訳」に基づいた浦幌町のし尿・浄化槽汚泥の排出状況は次表のとおりです。

| 区 分                     | 現 在<br>(令和元年度) | 目標年度<br>(令和7年度) |
|-------------------------|----------------|-----------------|
| くみ取りし尿                  | 2.2 K1/日       | 1.8 K1/日        |
| 単独処理浄化槽汚泥               | 0.1 K1/日       | — K1/日          |
| 合併処理浄化槽汚泥<br>(7月～11月搬出) | 4.0 K1/日       | 3.9 K1/日        |
| 合 計                     | 6.3 K1/日       | 5.7 K1/日        |

### ③し尿・浄化槽汚泥の処理計画

これまで公共下水道施設、合併処理浄化槽の整備により、し尿の排出量は減少しています。

今後においても継続して事業を推進し、し尿及び浄化槽汚泥の最終処分については、十勝川流域下水道浄化センター浄化槽汚泥等受入施設に収集運搬し、下水道汚泥との共同処理を実施します。

## (3) その他

### ①合併処理浄化槽

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性については、住民に周知徹底を図るため定期的に広報誌等により啓発活動を実施します。

し尿のみを処理する単独処理浄化槽の設置済み世帯等についても、生活雑排水の未処理放流を減少させるため、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

### ②下水道事業

下水道処理区域による生活排水対策の必要性について、住民に周知徹底を図るため定期的に広報誌等により啓発活動を実施し、個々の状況を勘案し下水道への未接続者の早期接続に努め普及率向上を図ります。